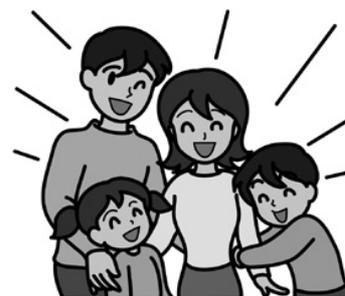


町民課

問い合わせ 町民課 子ども手当担当 まで

「子ども手当」の支給が始まります

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと親等に支給するものです。



支給対象

0歳から中学校修了までの子どもを養育している方（満15歳以後の最初の3月31日までの間にある子も）

支給金額

平成22年度 1人あたり月額13,000円（平成22年4月分から）

支給月

平成22年6月 （4～5月分）	平成22年10月 （6～9月分）	平成23年2月 （10～1月分）	平成23年6月 （2～3月分）
--------------------	---------------------	---------------------	--------------------

児童手当の平成22年2月・3月分（1人あたり月額5,000円又は10,000円）は、子ども手当と併せて平成22年6月に支給される予定です。

申請手続き

下記 に該当される方には、4月中に「子ども手当認定通知書」を送付します。

下記 ~ に該当される方には、4月中に認定請求書を郵送しますので、役場又は各出張所にて手続きをお願いします。

申請の要否

平成22年3月31日現在、児童手当を受給されている方（3月中に出生、転入等で児童手当の申請をされた方を含む）	申請手続きは不要です
児童手当受給者で、中学生（2年生3年生）の子どもを養育している方	額改定認定請求の手続きが必要です
中学生（2年生・3年生）の子どもを養育している方	認定請求の手続きが必要です
児童手当が所得超過等で受給者資格が消滅している方	認定請求の手続きが必要です